



一般財団法人

消防試験研究センター

センターのご案内

ごあいさつ



(一財) 消防試験研究センター
理事長 田口 尚文

私ども一般財団法人消防試験研究センターは、昭和59年10月に設立され、消防法に基づく危険物取扱者試験及び消防設備士試験を昭和60年から実施しています。

また、昭和63年からは、各都道府県知事から委託を受けて同試験の合格者に対する免状の作成業務も行っています。さらに平成17年度からは、消防力の強化を図る観点から予防技術検定も実施しています。

当センターは、設立以来33年を迎え、平成28年度の受験申請者数は危険物取扱者が43万人、消防設備士が11万人となっています。また、免状の作成件数は危険物取扱者で26万件、消防設備士で4万件となっています。

これもひとえに消防関係機関をはじめとする多くの皆様のご指導、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当センターは、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の国家試験実施機関であり、これらの試験の実施並びに試験制度等の調査研究を通じ、資格者の資質の向上を図る団体であります。

近年、危険物施設の事故件数は依然高い水準で推移しており、より一層の安全対策が求められている中、危険物施設のみならず、日常生活の様々な場所において危険物を使用する機会も増えております。このため、日頃から安全を確保し、人命及び各種施設を災害から守る危険物取扱者の社会的役割はますます高まってきております。

また、防火対象物の高層化、大規模化や高齢化に伴う社会福祉関係施設の増加などがあり、火災等の災害から人命及び建築物の安全を確保するため、消防設備士の果たす役割はより重要なものになってきております。

危険物施設事故の防止や建物火災の減少を図り、安心安全な社会を構築していくためには資質を備えた資格者を量的に確保することが重要であります。

そのためには、厳正・公平を旨としつつ安定的かつ確実な試験の実施を継続していくことが必要であり、これが当センターに課せられた使命であると考えております。

近年、少子化や産業構造の変化等により受験申請者数が減少傾向にあるなど、当センターを取り巻く環境にはたいへん厳しいものがありますが、受験しやすい環境の整備をはじめ、あらゆる努力を重ね、当センターに課せられた使命を全うするため、役職員一丸となって取り組んでまいり所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

平成29年7月

目 次

センターの目的、業務及び組織	3
----------------------	---

センターの沿革	4
---------------	---

業務案内

1 危険物取扱者・消防設備士の試験	5
-------------------------	---

危険物取扱者とは	5
----------------	---

危険物取扱者試験の実施状況	5
---------------------	---

危険物取扱者の資格を活かすことができる主な事業所と 主な関連業種	6
---	---

消防設備士とは	7
---------------	---

消防設備士試験の実施状況	7
--------------------	---

消防設備士の資格を活かすことができる主な関連業種と 具体的な職務内容	8
---	---

試験の受験資格	9
---------------	---

厳正公平、公正な試験の実施	9
---------------------	---

2 予防技術検定	10
----------------	----

3 免状の作成	11
---------------	----

4 センターの広報	13
-----------------	----

一般財団法人消防試験研究センター本部・支部一覧	14
-------------------------------	----

センターの目的、業務及び組織

設立年月日

昭和59年(1984年)10月1日

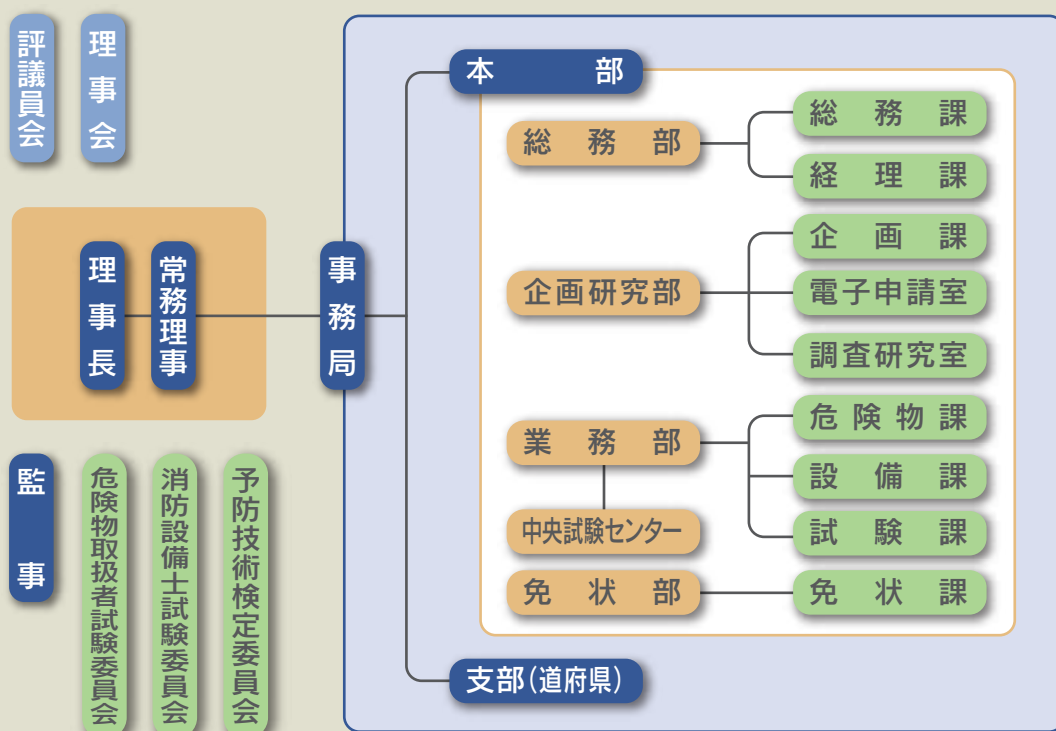
目 的

消防に関する各種資格及び資格に係わる試験等について調査研究を行い、その成果を普及するとともに、資格試験等の実施、援助等を行い、もって消防に関する資格者の資質の向上並びに資格及び資格試験その他消防に関する制度等の改善に寄与することを目的とする。

業 務

- 1 危険物取扱者及び消防設備士の試験実施業務
- 2 予防技術検定の実施業務
- 3 危険物取扱者及び消防設備士の免状作成業務
- 4 調査研究・広報業務

組 織 図



センターの沿革

危険物の取扱いに従事する者に対する資格試験は、当初、昭和23年に制定された消防法に基づき市町村長が実施する危険物取扱主任者試験により行われていました。その後、昭和34年の消防法の一部改正により、全国統一の資格試験とされ、昭和35年から都道府県知事の事務として危険物取扱者試験が実施されてきました。

また、消防設備士については、当初、消防法による規制がなく、独自の条例により資格試験を行う市町村がありましたが、消防法の改正により昭和41年から消防設備士試験として、危険物取扱者試験と同様に都道府県知事が実施してきました。

その後、昭和59年12月に消防法の一部が改正され、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施事務について指定試験機関制度が創設され、指定試験機関が統一的に試験問題を作成し、採点事務を一括処理することにより、消防関係技術者として必要とされる一定の水準を全国的に維持確保するとともに、公平・公正で効率的な事務処理が行えるようになりました。

一般財団法人消防試験研究センター(以下「センター」という。)は、この消防法に定める指定試験機関として、同法に基づく危険物取扱者及び消防設備士の資格試験業務を昭和60年4月から行っています。さらに、平成17年度から消防力の整備指針に基づき、予防技術資格者の資格要件を具備するために必要な予防技術検定業務を行っています。

当センターでは、これら試験業務のほか、昭和63年4月から都道府県知事の委託を受けて危険物取扱者及び消防設備士の免状作成業務を行っています。

平成8年度には、全支部で業務の標準化、簡素・効率化を目的とした業務情報システムの運用を開始し、平成17年度からは、個人情報の保護等のセキュリティ対策を講じた全国ネットワーク型のシステムに再構築し運用しています。

また、個人情報の保護に関する法律の施行を受けて、平成18年度に当センターの関係規程等の整備を図るなど、個人情報の保護について、安全性の確保に努めています。

当センターのホームページでは、受験案内や全国の試験日程、合格者の受験番号を掲示するとともに、平成22年度からは、インターネットを活用した電子申請による試験の受付を実施するなど、より一層の受験者サービスの向上に努めています。

さらに、平成24年度からは危険物取扱者及び消防設備士試験について、過去に出題された問題の一部をホームページに掲載しています。

このほか、消防の資格試験等に関する調査研究を行っており、消防に関する資格者の資質の向上及び資格試験等の改善の取組みも行っています。

1. 危険物取扱者・消防設備士の試験

危険物取扱者とは

一定の数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、貯蔵タンク、タンクローリー等の施設は、危険物の種類に応じた危険物取扱者免状を持つ危険物取扱者を置かなければなりません。

危険物取扱者を置かなければならない施設



など

危険物取扱者免状は、取り扱える危険物の種類に応じて、甲・乙・丙の3種類に分類されます。

甲 種

全類の危険物の取扱い・定期点検・保安の監督

乙 種

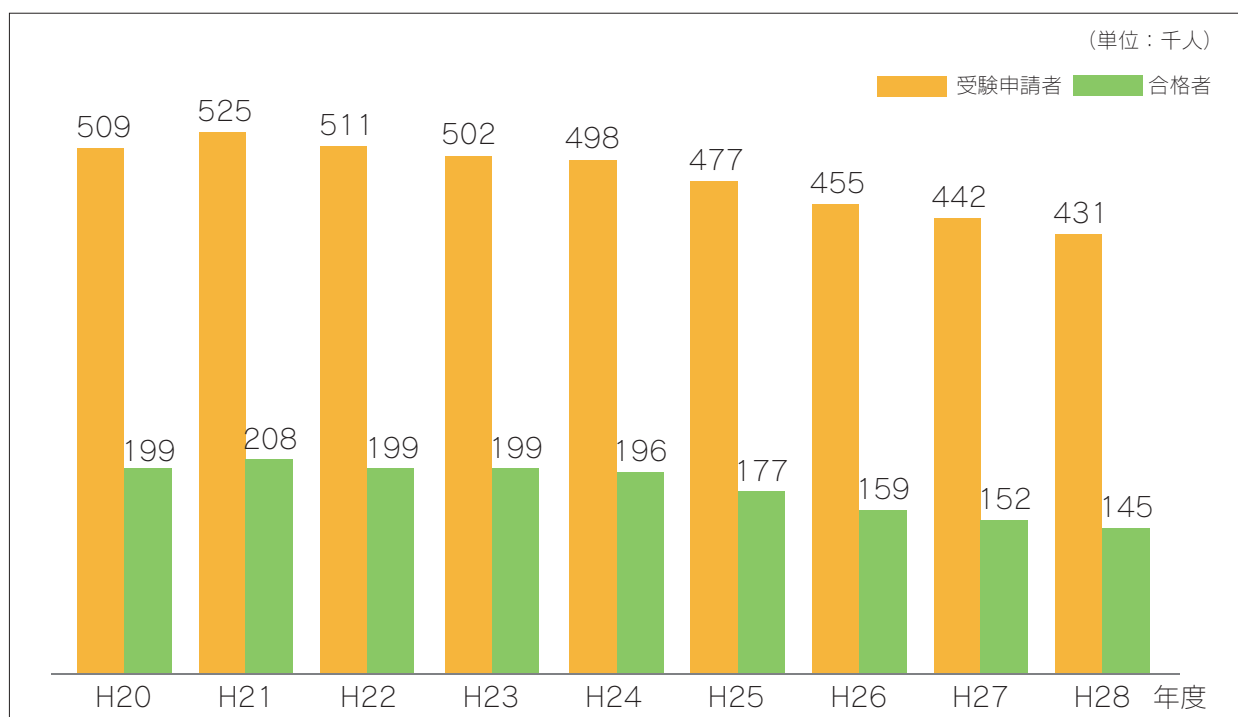
免状に指定する種類の危険物の取扱い・定期点検・保安の監督

丙 種

第4類の危険物のうち、ガソリン、灯油、軽油、重油等の指定された危険物の取扱い・定期点検

※甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会えば、免状を持たない者も危険物の取扱いを行うことができます。また、甲種、乙種または丙種危険物取扱者が立ち会えば、免状を持たない者も危険物施設の定期点検を行うことができます。

危険物取扱者試験の実施状況



危険物取扱者の資格を活かすことができる主な事業所と主な関連業種

甲種危険物取扱者免状

全ての種類の危険物について高度な知識を有する者として、危険物の取扱いが必要なあらゆる場面において、安全確保の中心的な立場として活躍することが期待されます。また、その関連業種は多岐にわたります。

乙種危険物取扱者免状

種別	危険物の例	危険物を用いる主な製品	主な事業所		主な関連業種	
第 1 類 (酸性 固体)	塩素酸ナトリウム	除草剤、殺虫剤、肥料、染料・染色、 花火、金属表面処理剤、パルプ漂 白剤、着色剤	ソーダ工業、塗料工業、金属 工業、医薬品工業、紙・パル プ工業	○ 他 に も こ ん な 業 種 に 役 立 つ ○	ガソリンスタンド、燃料店、 油槽所、トラックターミナル、 倉庫業、運送業、駐車場	
	硝酸アンモニウム	火薬原料、殺虫剤、冷却剤、肥料	アンモニア工業、医薬品工業、 肥料工業			
	過マンガン酸カリウム	繊維・樹脂等の漂白、金属着色	合成高分子化学工業、金属工 業			
第 2 類 (可燃性 固体)	硫黄	火薬、ゴム加硫剤、漂白・殺菌剤、 農薬、染料、蛍光体原料	石油精製工業、合成高分子化 学工業、医薬品工業、紙・パ ルプ工業		スーパーマーケット、デパー ト、ホテル、旅館 大型量販店、塗料業、内 装業、建築業 クリーニング業、化粧品業	
	赤りん	軽金属の脱酸、医薬品・農薬等の 原料・製造	金属工業、医薬品工業			
	マグネシウム	アルミニウム合金添加用、鉄鋼の 脱硫剤	金属工業、硫酸工業			
第 3 類 (自然発 火性・ 禁水性 物質)	ナトリウム、リチウム	金属還元剤、電池、合金、染料	ソーダ工業、金属工業、色素 材料工業		機械工業、塗装業 自動車工業、農業(農薬・ 肥料・温度管理)	
	炭化カルシウム	金属酸化物の還元、石灰窒素製造	アンモニア工業、金属工業			
第 4 類 (引火性 液体)	ガソリン、灯油、軽油、 重油	自動車燃料、非常用発電機燃料、 暖房用燃料、航空燃料	石油化学工業、自動車修理工 場		防火管理業務、 警備業務、 ビル管理業務	
	ナフサ、トルエン、ギヤ オイル、オリーブ油	肥料原料、潤滑油、溶剤、塗料、 医薬品、調理用品	石油化学工業、合成高分子化 学工業、色素材料工業、食品 化学工業			
第 5 類 (自己反 応性物 質)	ニトログリセリン	ダイナマイト、火薬、血管拡張剤	医薬品工業、エネルギー工業		消防、警察、自衛隊	
	ピクリン酸	染料、農薬、医薬品	色素材料工業			
	ヒドロキシルアミン	農薬、医薬品、半導体洗浄剤、染色、 酸化防止剤	医薬品製造業、有機化学工業、 製造業			
第 6 類 (酸化性 液体)	過塩素酸	金属・合金・鉱石などの溶解、有機 合成用触媒	ソーダ工業、金属工業		研究機関、 福祉、医療関係施設、 教育機関	
	過酸化水素	漂白剤、紙・パルプ漂白剤、医薬品	食品化学工業、紙・パルプ工 業、医薬品工業			
	硝酸	火薬・爆薬、染料、香料、冶金、 電気メッキ、写真製版、医薬品、肥 料、有機合成	化学肥料工業、食品科学工業、 写真工業、医薬品工業、アン モニア工業、金属工業			

丙種危険物取扱者免状

ガソリン、灯油、軽油など総務省令 で指定した第4類の危険物	自動車燃料、ボイラー燃料、 潤滑油	ガソリンスタンド、燃料店
----------------------------------	----------------------	--------------

消防設備士とは

劇場、デパート、ホテルなどの建物は、その用途、規模、収容人員に応じて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が法律により義務付けられており、それらの工事、整備を行うには、消防設備士の資格が必要です。

消防設備士が工事・整備を行う消防用設備等

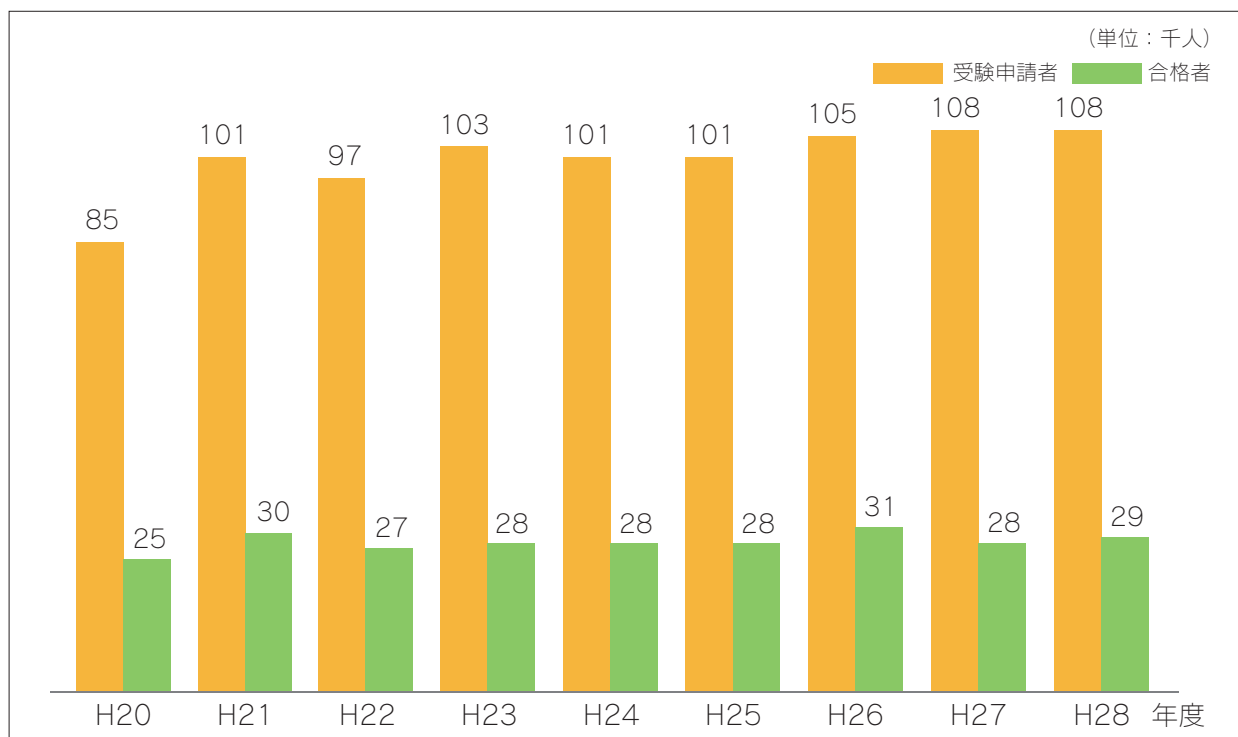


消防法に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事・整備を行うことができる者を消防設備士といい、甲・乙の2種類の資格があります。

- 甲 種** 消防用設備等又は特殊消防用設備等(特種の資格者のみ)の工事・整備
- 乙 種** 消防用設備等の整備

※工事・整備のできる消防用設備等は、免状に記載される「甲種第一類」「乙種第四類」などの種類に対応したものです。

消防設備士試験の実施状況



消防設備士の資格を活かすことができる主な関連業種と具体的な職務内容

消防設備士免状について	主な関連業種	具体的な職務内容
甲種特類 特殊消防用設備等 （従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等）	●消防設備業 ●給排水設備業 ●電気工事業	1 消防用設備等の設置計画、工事、整備、点検 2 上記1に係る施工管理、保守、受託 3 消防用設備等の電気工事、給排水工事に係る設置計画、工事、整備、点検
甲種第1類、乙種第1類 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備	●建築士 ●建築施工管理 ●建築業 ●設備設計	1 確認申請時における消防用設備等の設置に関わる書類作成 2 工事現場における消防用設備等の設置計画、施工管理 3 各種届出書類や図面の作成 4 建物に設置する又は既に設置されている消防用設備等の適合性の判定
甲種第2類、乙種第2類 泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備	●不動産管理業務 ●不動産取引業務 ●防火管理業務	1 建物に設置する又は既に設置されている消防用設備等の管理、設置計画、工事、整備、点検 2 上記1に関する施工管理、適合性の判定 3 消防用設備等の操作
甲種第3類、乙種第3類 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備	●危険物製造、貯蔵、運搬、販売業	1 危険物施設の管理 2 危険物施設に設置する又は既に設置されている消防用設備等の設置計画、工事、整備、点検
甲種第4類、乙種第4類 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備	●消防 ●技術職公務員 ●教職員	1 知識を活かした査察業務や火災予防業務、施設管理への従事 【例】防火対象物の査察 防火対象物に係る各種届出審査や検査 消防設備士や消防用設備等の工事現場への助言、指導 2 消防用設備等の設置計画、工事、整備、維持、点検 3 消防設備士の資格取得を目指す生徒への指導、助言
甲種第5類、乙種第5類 金属製避難はしご、救助袋、緩降機		
乙種第6類 消火器		
乙種第7類 漏電火災警報器	●防災コンサルタント	災害時における消防用設備等に関する指導、助言

※消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。ただし、各種類ごとに取扱う設備が限定されていますので、類ごとに免状が必要です。

試験の受験資格

危険物取扱者試験

甲 種

- 1 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等で化学に関する学科、課程を修めて卒業した方、又はこれに準ずる学力を有すると認められる方
- 2 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において2年以上の危険物取扱いの実務経験を有する方
- 3 次の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方
 - (ア) 第1類又は第6類
 - (イ) 第2類又は第4類
 - (ウ) 第3類
 - (エ) 第5類

乙種・丙種

だれでも受験可能

消防設備士試験

甲種 特 類

甲種第1類から第3類までのうちいずれか一つ以上、かつ、甲種第4類及び甲種第5類の両方の免状の交付を受けている者

甲種(特類以外)

- 1 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科、又は課程を修めて卒業した方
- 2 乙種消防設備士免状の交付を受けた後、2年以上工事整備対象設備等の整備の実務経験を有する方
- 3 上記1、2に準ずる知識及び技能を有すると認められる方 など

乙 種

だれでも受験可能

厳正公平、公正な試験の実施

当センターでは、危険物取扱者及び消防設備士の資格試験を実施するに当たり、以下の通り厳正公平、公正な試験実施に努めています。

1 試験委員の選任と総務大臣への届け出

理事長は、資格試験ごとに総務省令で定める要件を備える者のうちから試験委員6名以上を選任して、総務大臣に届け出ます。

2 試験委員会の開催と試験問題の管理

資格試験ごとに試験委員会を原則として年2回開催し、試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うため審議します。また、試験問題はセンター本部が一括管理します。

3 試験実施計画の作成

試験の年間実施計画は、各道府県支部、中央試験センターで作成し、理事長が実施計画を決定します。

4 試験の実施・採点(本部・中央試験センター・各支部)

試験は、各道府県においては大学・高校等を試験会場として、東京都においては中央試験センターを常設の試験会場として、1年に1回以上実施します。また、試験を施行する日時、場所等の必要な事項はあらかじめ都道府県知事を明示して公示します。試験の答案は本部に送付され、本部においてコンピューター処理により一括して採点し、可否の結果が試験実施支部に送付されます。

5 試験結果の公示(中央試験センター・各支部)

試験結果については、試験の実施後1か月を目途に、合格者の公示を行うとともに、公示日に受験者に対し可否通知を送付し、当センターのホームページにおいても合格者の受験番号を掲示します。

2. 予防技術検定

予防技術検定とは

予防技術検定は、「消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号)に基づき、消防庁長官が、予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として確認したものです。

毎年1回、各都道府県に検定会場を設けて一斉に実施しています。

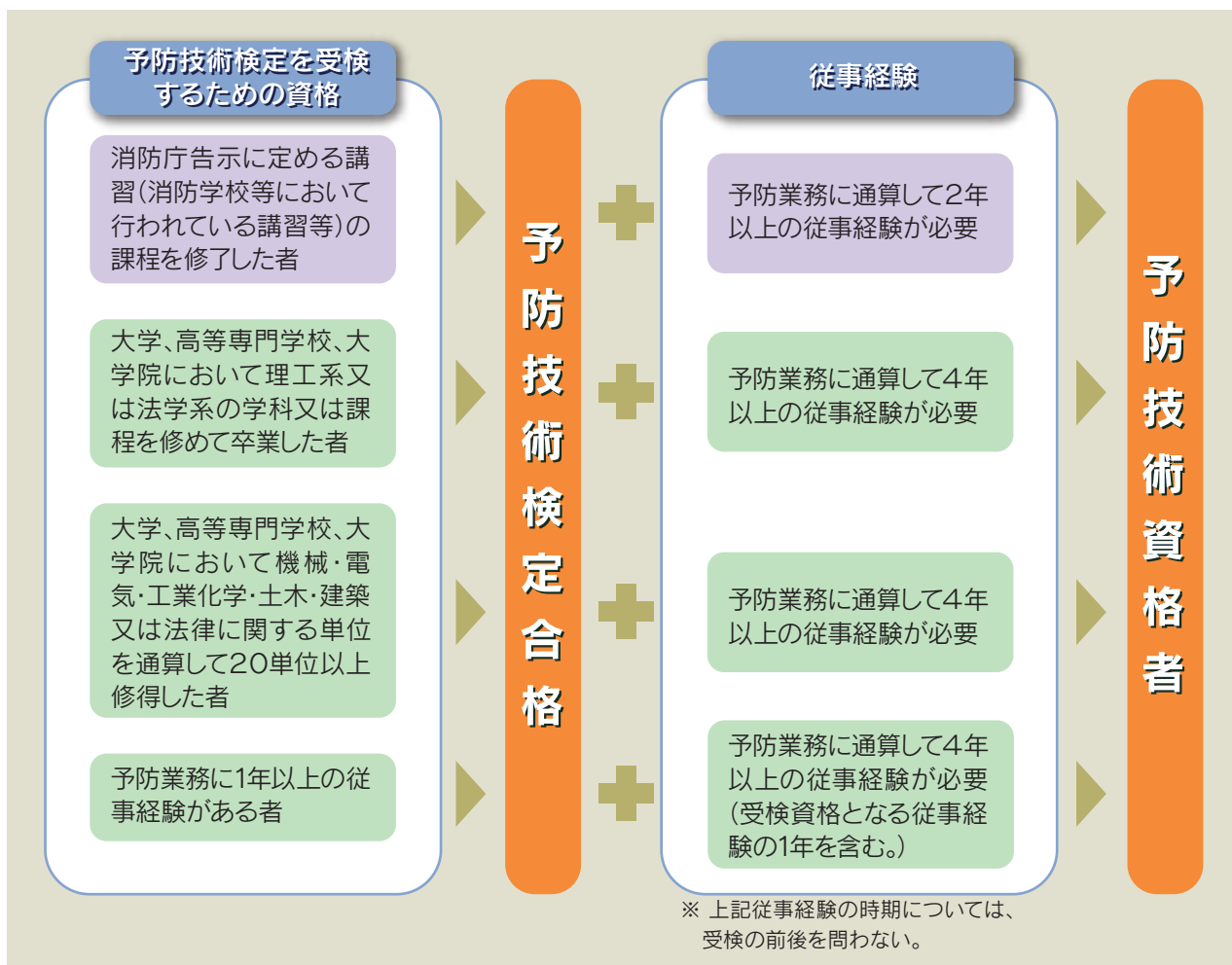
予防技術検定は「防火査察」、「消防用設備等」及び「危険物」の区分毎に行われます。

予防技術資格者とは

予防技術資格者は、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官により定められている資格です。

予防技術検定の合格と一定期間以上の火災予防業務の従事経験をその要件としています。

予防技術検定を受検するための資格と予防業務の従事経験



3. 免状の作成

危険物取扱者及び消防設備士の免状作成業務は、昭和63年4月から都道府県知事の委託を受けて当センター(各道府県の支部及び中央試験センター)において行っています。

免状作成業務の種類

1. 新規免状の交付

試験合格者本人からの交付申請があった場合

2. 本籍等の書換え

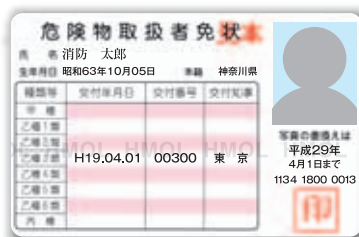
免状記載事項(本籍、氏名等)に変更があり、本人から申請があった場合

3. 写真の書換え

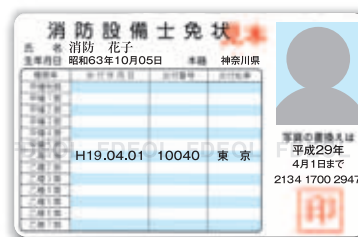
法令の定めにより免状の写真は10年経過ごとに更新が必要で本人から申請があった場合

4. 免状の再交付

免状を亡失、滅失、汚損又は破損し、本人からの申請があった場合



危険物取扱者免状



消防設備士免状

免状作成業務の流れ

申請書の受付

各道府県支部・中央試験センター

申請者名簿の作成

各道府県支部・中央試験センター

交付者の決定

各都道府県

免状の作成

各道府県支部・中央試験センター

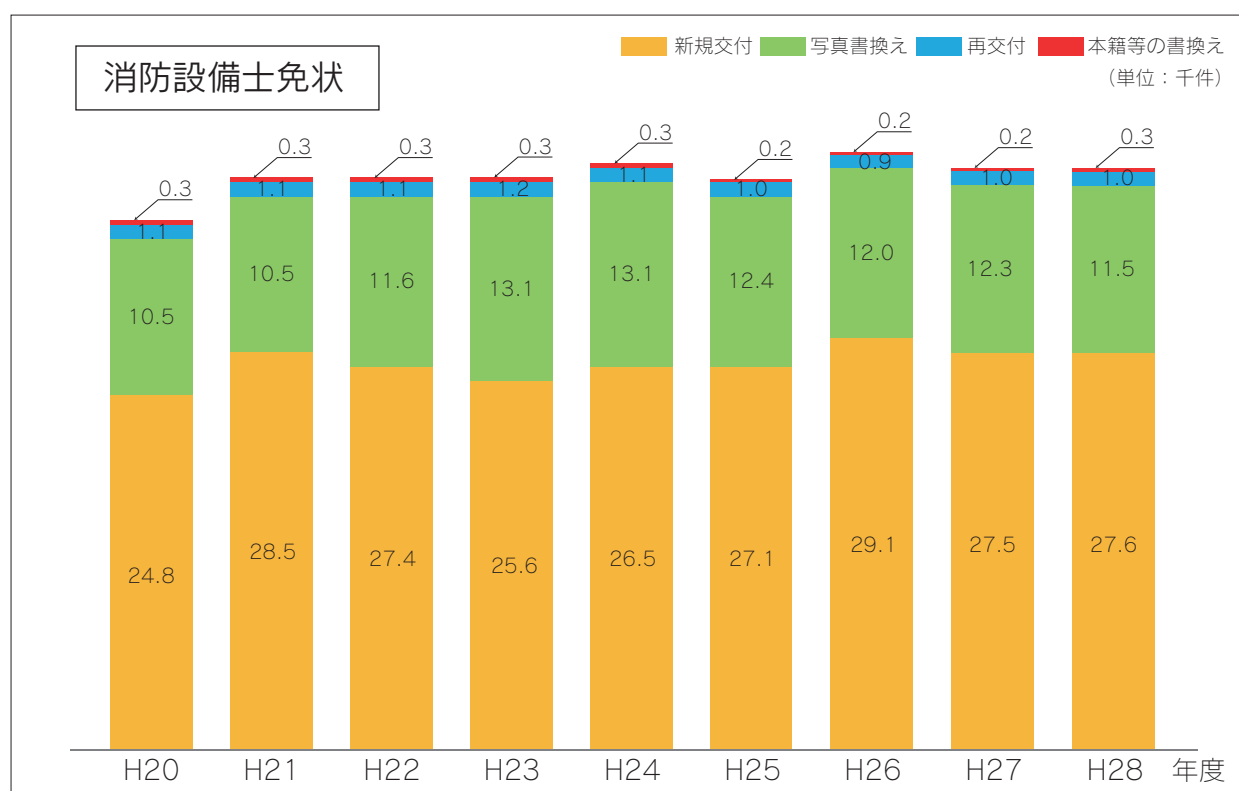
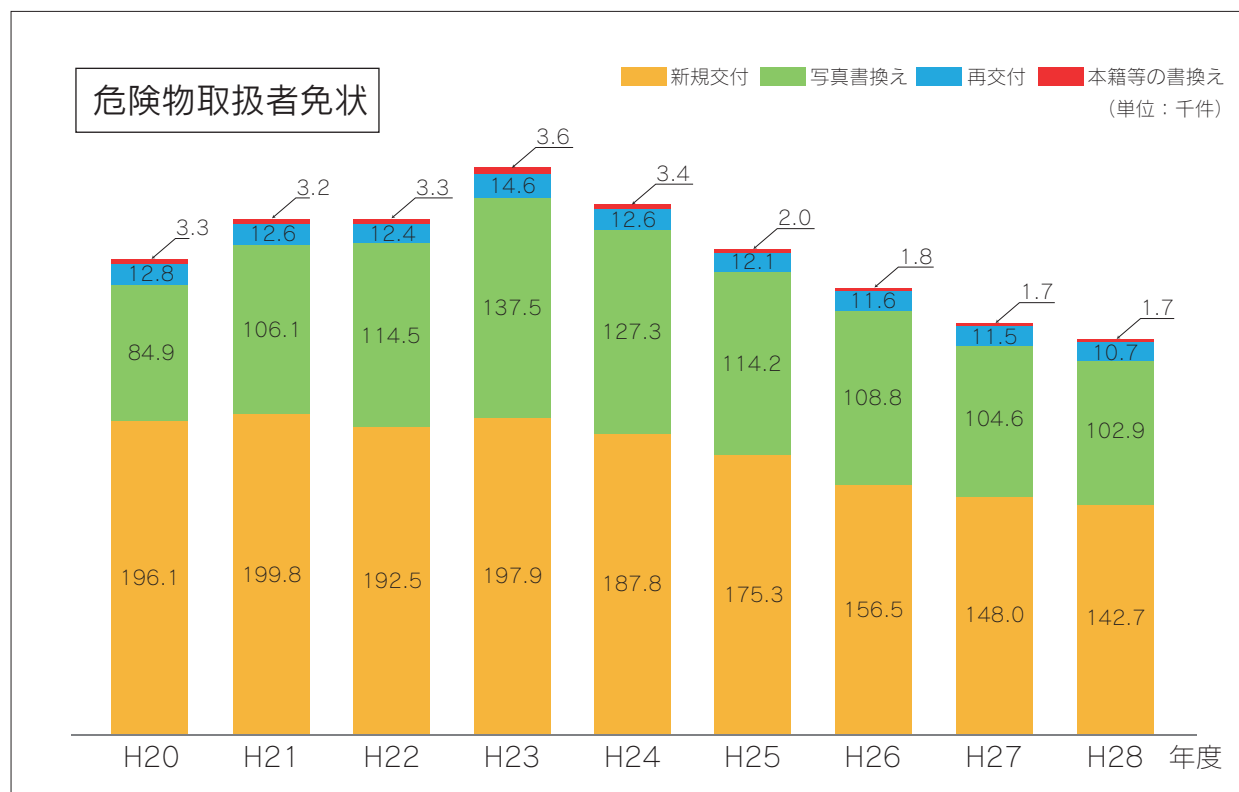
作成した免状の確認

各都道府県

申請者への免状の配付

各道府県支部・中央試験センター

免状作成状況の推移



4. センターの広報

各試験のPRや受験者サービス等の向上を図るため、ポスター、パンフレット、ホームページ及び機関誌等の各種の広報媒体を活用して試験案内等の情報提供など積極的な広報活動を行っています。

(1) 広報誌「Voice.」の発行

センターの広報誌「Voice.」を、消防行政に造詣の深い方からの寄稿、試験合格者による体験談、消防関係の調査研究、各都道府県での試験の実施状況等を掲載内容として隔月(奇数月)の年6回発行しています。

当センターのホームページにも掲載しています。



(2) 資格制度に関する広報

危険物取扱者試験と消防設備士試験の内容、資格の必要性や危険物取扱者、消防設備士の行う業務について解説したパンフレット、ポスター及びDVDを作成し、高校、大学、関係機関及び事業所等に配布し、PRに努めています。



(3) 試験案内等についての広報

受験を希望する方々の利便を図るため、「危険物取扱者試験試験案内」及び「消防設備士試験案内」を作成し、各支部、中央試験センター及び関係機関の窓口において配布しています。また、全国版の試験実施計画(試験の種類、試験日時等)を記載したパンフレットを作成し、関係機関、事業所等に配布しています。



(4) センターのホームページ

インターネット上にホームページを開設し、センターの紹介、業務の概要、試験案内、受験申請方法などについての記事を掲載するなど、親しまれるホームページとして工夫を行い、広報メディアとして活用しています。

① 電子申請の案内

試験の受験申込方法としてインターネットによる電子申請を導入しており、その利用手続きの案内、受験申込みを掲載

② 試験関連情報の提供

危険物取扱者・消防設備士の役割、全国の試験実施日程、受験案内を掲載

③ 合格者受験番号の掲示

合格発表の公示日の正午からホームページ上に合格者の受験番号の掲示

④ 緊急情報の提供

台風や地震等の自然災害による試験の延期や中止が生じた場合、受験者に対する緊急情報としてその情報を迅速に掲載

⑤ 過去に出題された問題の公開

危険物取扱者及び消防設備士として習得すべき知識、技能の目安を示すことを目的に、過去に出題された問題の一部を掲載

⑥ 免状関連情報の提供

危険物取扱者及び消防設備士の免状の交付、書換え、再交付の申請手続き等について掲載

⑦ よくある質問コーナーの開設

危険物取扱者試験、消防設備士試験、電子申請、免状の交付・書換えに関し、よくある質問とその回答を掲載



一般財団法人消防試験研究センター本部・支部一覧

(平成29年8月1日現在)

北海道支部 〒060-8603	TEL. 011-205-5371 FAX. 011-205-5373 札幌市中央区北5条西6-2-2 札幌センタービル 12 階	滋賀県支部 〒520-0806	TEL. 077-525-2977 FAX. 077-521-7904 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 4 階
青森県支部 〒030-0861	TEL. 017-722-1902 FAX. 017-722-1909 青森市長島 2-1-5 みどりやビルディング 4 階	京都府支部 〒602-8054	TEL. 075-411-0095 FAX. 075-411-0096 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2 京都府庁西別館 3 階
岩手県支部 〒020-0015	TEL. 019-654-7006 FAX. 019-622-0922 盛岡市本町通 1-9-14 J T 本町通ビル 5 階	大阪府支部 〒540-0012	TEL. 06-6941-8430 FAX. 06-6943-0316 大阪市中央区谷町 1-5-4 近畿税理士会館・大同生命ビル 6 階
宮城県支部 〒981-8577	TEL.022-276-4840 FAX.022-276-4841 仙台市青葉区堤通兩宮町 4-17 県仙台合同庁舎 5 階	兵庫県支部 〒650-0024	TEL. 078-385-5799 FAX. 078-385-5466 神戸市中央区海岸通 3 番地 シップ神戸海岸ビル 14 階
秋田県支部 〒010-0001	TEL.018-836-5673 FAX. 018-836-5672 秋田市中通 6-7-9 県畜産会館 6 階	奈良県支部 〒630-8301	TEL. 0742-27-5119 FAX. 0742-27-1488 奈良市高畑町 1116-6 なら土連会館 3 階
山形県支部 〒990-0025	TEL. 023-631-0761 FAX. 023-634-4665 山形市あこや町 3-15-40 田代ビル 2 階	和歌山県支部 〒640-8137	TEL. 073-425-3369 FAX. 073-425-1996 和歌山市吹上 2-1-22 日赤会館 6 階
福島県支部 〒960-8043	TEL. 024-524-1474 FAX. 024-524-1475 福島市中町 4-20 みんゆうビル 2 階	鳥取県支部 〒680-0011	TEL. 0857-26-8389 FAX. 0857-24-1052 鳥取市東町 1-271 県庁第 2 庁舎 8 階
茨城県支部 〒310-0852	TEL. 029-301-1150 FAX. 029-301-6611 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 4 階	島根県支部 〒690-0886	TEL. 0852-27-5819 FAX. 0852-25-8242 松江市母衣町 55 番地 島根県林業会館 2 階
栃木県支部 〒320-0032	TEL.028-624-1022 FAX. 028-624-1658 宇都宮市昭和 1-2-16 県自治会館 1 階	岡山県支部 〒700-0824	TEL. 086-227-1530 FAX. 086-227-1533 岡山市北区内山下 2-11-16 小山ビル 4 階
群馬県支部 〒371-0854	TEL. 027-280-6123 FAX. 027-280-6124 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 5 階	広島県支部 〒730-0013	TEL. 082-223-7474 FAX. 082-223-7472 広島市中区八丁堀 14-4 JEI 広島八丁堀ビル 9 階
埼玉県支部 〒330-0062	TEL.048-832-0747 FAX. 048-825-0748 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 2 階	山口県支部 〒753-0072	TEL. 083-924-8679 FAX. 083-924-8694 山口市大手町 7-4 KRY ビル 5 階
千葉県支部 〒260-0843	TEL. 043-268-0381 FAX. 043-268-0382 千葉市中央区末広 2-14-1 ワクボビル 3 階	徳島県支部 〒770-0943	TEL. 088-652-1199 FAX. 088-652-1282 徳島市中昭和町 1-3 山一興業ビル 4 階
中央試験センター (東京都) 〒151-0072	TEL. 03-3460-7798 FAX. 03-3460-7799 渋谷区幡ヶ谷 1-13-20	香川県支部 〒760-0066	TEL. 087-823-2881 FAX. 087-823-2887 高松市福岡町 2-2-2 香川県産業会館 4 階
神奈川県支部 〒231-0015	TEL. 045-633-5051 FAX. 045-222-3051 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 7 階	愛媛県支部 〒790-0011	TEL. 089-932-8808 FAX. 089-935-4484 松山市千舟町 4-5-4 松山千舟 454 ビル 5 階
新潟県支部 〒950-0965	TEL. 025-285-7774 FAX. 025-211-7011 新潟市中央区新光町 10-3 技術士センタービルⅡ 7 階 703 号	高知県支部 〒780-0823	TEL. 088-882-8286 FAX. 088-882-0043 高知市菜園場町 1-21 四国総合ビル 4 階 401 号
富山県支部 〒939-8201	TEL. 076-491-5565 FAX. 076-491-6000 富山市花園町 4-5-20 県防災センター 2 階	福岡県支部 〒812-0034	TEL.092-282-2421 FAX. 092-282-2422 福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館 3 階
石川県支部 〒920-0901	TEL. 076-264-4884 FAX. 076-232-2171 金沢市彦三町 2-5-27 名鉄北陸開発ビル 7 階	佐賀県支部 〒840-0826	TEL. 0952-22-5602 FAX. 0952-29-8359 佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4 階
福井県支部 〒910-0005	TEL. 0776-21-7090 FAX. 0776-21-7979 福井市大手 3-7-1 福井県協ビル 6 階	長崎県支部 〒850-0032	TEL. 095-822-5999 FAX. 095-822-4655 長崎市興善町 6-5 興善町イーストビル 5 階
山梨県支部 〒400-0026	TEL. 055-253-0099 FAX. 055-253-0199 甲府市塩部 2-2-15 湯村自動車学校内	熊本県支部 〒862-0976	TEL. 096-364-5005 FAX. 096-372-2973 熊本市中央区九品寺 1-11-4 熊本県教育会館 4 階
長野県支部 〒380-0837	TEL. 026-232-0871 FAX. 026-237-9310 長野市大字南長野字幅下 667-6 長野県土木センター 1 階	大分県支部 〒870-0023	TEL. 097-537-0427 FAX. 097-538-2430 大分市長浜町 2-12-10 昭栄ビル 2 階
岐阜県支部 〒500-8384	TEL. 058-274-3210 FAX. 058-275-4546 岐阜市藪田南 1-5-1 第 2 松波ビル 1 階	宮崎県支部 〒880-0805	TEL. 0985-22-0239 FAX. 0985-32-0748 宮崎市橘通東 2-7-18 宮崎県住宅供給公社ビル 4 階
静岡県支部 〒420-0034	TEL. 054-271-7140 FAX. 054-271-7284 静岡市葵区常磐町 1-4-11 杉徳ビル 4 階	鹿児島県支部 〒890-0064	TEL. 099-213-4577 FAX. 099-285-1255 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 3 階
愛知県支部 〒460-0001	TEL. 052-962-1503 FAX. 052-962-1504 名古屋市中区三の丸 3-2-1 愛知県東大手庁舎 6 階	沖縄県支部 〒900-0029	TEL. 098-941-5201 FAX. 098-941-5202 那覇市旭町 116-37 自治会館 6 階
三重県支部 〒514-0002	TEL. 059-226-8930 FAX. 059-225-6736 津市島崎町 314 三重県島崎会館 1 階	本 部	TEL. 0570-07-1000 (電子申請用) 050-3803-9289 (危険物課)・9299 (設備課) FAX. 03-5511-2751 〒100-0013 千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 19 階



一般財団法人
消防試験研究センター

JAPAN FIRE ENGINEERING QUALIFICATION CENTER

〒100-0013 千代田区霞が関1-4-2
大同生命霞が関ビル19階

総務部 050-3803-9253

企画研究部 050-3803-9279

業務部 050-3803-9289 (危険物課)
9299 (設備課)

免状部 050-3803-9285

03-5511-2751 (FAX)

<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

